

(名称)

消防計画

年 月 日作成

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条に基づき、(名称)の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項については、(名称)に出入りするすべての者に適用する。

3 防火管理業務の一部委託 (委託している・委託していない)。

その内容については、「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 自衛消防隊の組織

自衛消防隊の編成及び任務は以下のとおりとする。

1 自衛消防隊長 (自治会長等)

自衛消防隊に対する指揮・命令・監督を行う

2 各担当班

| | 火災発生時 | 地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時 | 南海トラフ地震に伴う津波警報発令時 |
|---------------|---------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 通報連絡担当 () | 119番通報及び通報の確認 関係者への連絡 消防隊への情報提供 | テレビ・ラジオ・スマートフォン等を使用し、情報の収集・利用者等への伝達 | 同左 |
| 初期消火担当 () | 消火器等を使用しての初期消火 | 出火・転倒・落下防止のための点検及び措置 | |
| 避難誘導担当 () | 避難口の開放 避難誘導 逃げ遅れの確認 | 避難口の確保 隊長の指示による、避難誘導 | 利用者等に、高台等への避難方法・避難経路の伝達・誘導 |
| 応急救護担当 () | 負傷者への応急処置 救急隊への引継ぎ | 負傷者への応急処置 出火・転倒・落下防止のための点検及び措置 | |

第3 火災予防上の点検・検査

1 自主的に行う検査は、以下の項目について実施する。

(1) 施設使用前

- ・避難通路等の物品の有無
- ・火気設備の異常
- ・火気周囲の可燃物の有無

(2) 施設使用后

- ・火気の確認
- ・電源の遮断
- ・施設の施錠
- ・吸い殻の処理

(3) 定期

- ・電気器具配線の劣化
- ・建物構造上の不備（破損、腐食、ひび割れ等）
- ・屋外に放置された可燃物の有無

2 消防用設備の点検

消防用設備等（（消火器等））の点検は、6か月毎に実施し、その結果を「防火対象物維持台帳」に記録しておき、1年に1回、その結果を消防に報告する。消防用設備に不備が見つかった場合は、速やかに改修を行う。

第4 利用者の守るべき事項

施設利用者の守るべき事項は以下のとおりである。

- ・廊下、階段、避難口等には避難障害となるような物品を置かない。
- ・火気設備使用時は常時、監視を行う。
- ・喫煙は決められた場所で行い、吸殻は確実に消火し、廃棄する。
- ・収容人員以上での施設利用はしない。
- ・危険物品は持ち込まない。
- ・施設利用後は必ず火気の確認及び施錠を行う。

第5 訓練・教育・広報

訓練、教育及び広報に関する事項は以下のとおりである。

※ は、南海トラフ地震対策計画作成対象の場合に該当

- 1 消火及び避難の訓練を年2回以上、通報の訓練を年1回以上実施する。実施する際には事前に消防へ連絡する。また、前記訓練の時期にあわせ、大規模地震（※南海トラフ地震含む）を想定した各種訓練を実施する。
- 2 防火管理者は、以下の内容について自衛消防組織の改編時に（改編が無い年は年1回以上）自衛消防隊員へ教育を行う。
 - ・消防計画
 - ・防火管理上必要な火災予防に関する知識
 - ・災害発生時における、各担当者の役割及び行動
 - ・大規模地震（※南海トラフ地震含む）に関する一般的な知識

3 自治会住民（施設の利用者）に対しては、以下の内容について年1回以上周知させる。

- 施設利用時の点検
- 利用者の守るべき事項
- 災害発生時の行動
- 日常からの地震対策（家具の転倒防止、備蓄用品等）
- ※津波が発生、又は発生の恐れが高い場合の避難場所及び避難方法

第6 消防機関との連絡

以下の事項について、消防へ報告・連絡を行う。

| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
|-------------------|--|------------|
| (1) 防火管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 自治会長 |
| (2) 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 自治会長又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| (3) 訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| (4) 消防用設備等点検結果報告 | 1年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書） | 防火管理者の確認要す |
| (5) その他 | 火災予防条例に基づく各種届出 | 自治会長 |

第7 工事中の安全対策

増築、改築等、工事を行うときは以下のとおりとする。

- 火気の使用禁止若しくは制限。やむなく使用する場合は、防火シートで覆う等防火対策を講じる。
- 工事に伴い、消防用設備等の機能を停止若しくは機能に著しく影響を及ぼすときは消火器の設置等、代替措置を講じる。また、その際は事前に消防へ相談する。
- その他、防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要な場合は工事中の安全対策を樹立する。

第8 災害発生時の行動

災害発生時の施設利用者は、災害発生時に以下のとおり行動する。また、災害の発生を知った自衛消防隊の各担当者は(公会堂等)へ速やかに駆けつけ、各担当任務を行う。

1 火災発生時

- ・火災を発見した者は、大きな声で火災が発生したことを周囲の者に知らせるとともに、消火器等を使用し、初期消火を行う。火の勢いが強く、消火が困難だと考えられる場合は、速やかに避難する。
- ・出火場所を避け、近くの開口部（掃き出し窓や玄関等）より屋外に避難する。逃げ遅れ者がいない事を確認後、開口部を閉めて延焼の防止をはかる。
- ・119番通報する。消防隊到着後、状況を消防隊に伝える。
- ・ぼやで消えた場合でも消防機関へ連絡する。
- ・自治会長及び防火管理者へ連絡し、火災の発生を伝える。

2 地震発生時

地震発生直後は各自、身の安全の確保を第一とし、揺れがおさまった後に以下のとおり行動する。

- ・出火防止のため、ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす等の措置を行う。
- ・逃げ遅れの確認。
- ・負傷者の応急手当。
- ・必要に応じ、(指定避難所)への避難。

第9 大規模地震関係

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、以下のとおりとする。

(1) 施設利用者

- ・施設の利用を停止し、速やかに屋外へ避難するとともに、テレビ・スマートフォン等により情報を入手する。
- ・出火防止のため、ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす等の措置を行う。

(2) 自衛消防隊

- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の自衛消防隊の編成及び任務は、第2自衛消防隊の組織のとおりとする。
- ・南海トラフ地震臨時情報の発表を知った隊長及び各隊員は(公会堂等)へ駆けつけ、今後の対応を協議する。また、自治会住民に対して情報を知らせる。必要に応じ、(指定避難所)へ避難させる。

2 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合は、以下のとおりとする。

※南海トラフ地震対策計画作成対象の場合に該当

避難場所は津波の浸水を避けられる_(高台等)_____。

(1) 施設利用者

- 施設の利用を停止し、速やかに定められた避難場所へ避難する。
- 避難方法は原則徒歩とするが、状況に応じ、その他の避難方法も可能とする。

(2) 自衛消防隊

- 自衛消防隊の編成及び任務は、第2自衛消防隊の組織のとおりとする。
- 南海トラフ地震臨時情報の発表を知った隊長及び各隊員は_(公会堂等)_____へ駆けつけ、各担当任務を行う。しかし、津波の危険が切迫していると考えられる場合は各々の判断により、自己の避難を優先する。

◎ 消防用設備の位置、避難図

→ 避難経路

○ 消火器

□ 誘導灯